

## **IV 農業振興に向けた施策**



## 方針 1 農業所得の向上

高齢化による労働力の低下や農業災害等により、生産・出荷量の低下が懸念される中、生産・出荷の効率化、消費者に近い都市農業の利点を生かした展開等を支援し、農業所得の向上を図ります。

### 概要

#### 1 道の駅やちよのブラッシュアップ<sup>※1</sup>

施設の在り方（運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた）を始めとして、運営改善や既存事業の見直しと磨き上げを行い、ポテンシャル<sup>※2</sup>を十分活かした利活用を図ることに併せて、新たな魅力や価値を創出し、「目的地＝農業的ビジネスチャンスの拠点」となるような施設へと変革していきます。



#### 2 地産地消の拡大

生産・販売の両面を強化し、農業所得の向上を図ります。

#### 3 特産品の生産・販売の強化

ニンジン、ネギ、ナシ、生乳の生産・販売の強化に向けた取組を推進します。

#### 4 付加価値の高い農業経営の支援

コスト削減と収益拡大に向けた取組を支援します。

#### 5 農業災害や被害への対応

防災・減災への対応や、病害虫・有害鳥獣対策を推進します。



### 目標

項目	【実績】	2025年度 【5年後】	2030年度 【10年後】	2040年度 【20年後】	
①農業産出額	39億5,000万円	40億5,000万円	41億5,000万円	43億4,000万円	
【参考★】	39億5,000万円	38億円	36億6000万円	33億6000万円	
★1995～2015年の農林業センサスにおける農業産出額の減少幅から計算した今後20年の農業産出額の予測値。現状のまま時が経過した場合、この予測値になる可能性がある数値として提示。					
②特産品の産出額 ニンジン、ネギ、 ナシ、生乳	ニンジン	1億2,000万円	1億2,300万円	1億2,600万円	1億3,200万円
	ネギ	3億5,000万円	3億5,900万円	3億6,800万円	3億8,500万円
	ナシ	5億8,000万円	5億9,500万円	6億900万円	6億3,800万円
	生乳	6億6,000万円	6億7,700万円	6億9,300万円	7億2,600万円
③農産物販売金額規模別農家数 における販売金額500万円以上 の農家戸数の割合	21%	22%	22.7%	24.1%	

実績値の時点 ①農業産出額 平成30年

②特産品の産出額 平成30年

③農産物販売金額規模別農家数における販売金額500万円以上の農家戸数の割合 平成27年

※1 ブラッシュアップ・・・既存のものを磨きをかけてより良くすること。

※2 ポテンシャル・・・潜在的な力。可能性としての力。

## 施策 1

# 道の駅やちよのブラッシュアップ

施設の在り方（運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた）を始めとして、運営改善や既存事業の見直しと磨き上げを行い、ポテンシャルを十分活かした利活用を図ることに併せて、新たな魅力や価値を創出し、「目的地＝農業的ビジネスチャンスの拠点」となるような施設へと変革していきます。

### （1）道の駅やちよのブラッシュアップ

#### ア 施設の在り方の見直し

令和5年度以降における道の駅やちよの管理・運営方法の見直しを行い、財政負担の軽減を図りながら、農業に関する予算の配分についても再検討を行い、施設の管理・運営費へ重点を置く予算配分から「新規就農者の確保・育成，中心となる経営体の育成」等，人材の確保や育成を始めとする本計画の重点施策やアクションプランに鑑みた，農業振興施策への予算配分を検討します。

また，現在抱える施設の諸問題及び全国的に道の駅として求められる多種多様な役割やニーズ等を踏まえながら，中・長期的な施設の在り方（運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた）について，関係各課と調整を図り，多角的な研究を行います。

#### イ 施設の事業展開の更なる磨き上げ

現在，施設で展開している既存事業の見直し，磨き上げを行いながら，本市農業振興の拠点となる事業を展開するとともに，地域に求められる多種多様な役割等への対応について研究を行い，時代の要請に応じることのできる施設への発展の可能性を検討していきます。

### （2）目的地＝「農業的ビジネスチャンスの拠点」とする農業振興

#### ア 更なる農業振興に向けた機能強化

「都心にいちばん近い体験型道の駅」として，地域特産物・農産物の販売や来館者が農業に触れる機会の拡大等を通じ，多くの人々の目的地（着地型の施設）となるよう集客を図りながら，道の駅やちよの更なる機能強化を検討し，農業的ビジネスチャンスの創出を行うことによる農家所得の向上を目指します。

#### イ 更なる農業振興に向けた農業支援

農業体験その他農業に対する市民の理解と関心を深めるための活動，農業技術，農業経営その他農業に関する研修及び指導に関する事業，農業ボランティア推進事業等のプログラム内容について磨き上げを行います。



**施策 2****地産地消の拡大**

生産・販売の両面を強化し、農業所得の向上を図ります。

**(1) 生産・供給力の強化****ア 品ぞろえの確保**

出荷会員の減少や高齢化等により、直売所における出荷量や品ぞろえが減少しているため、直売所運営者等が品ぞろえを確保することを目的に、出荷者と連携して行う新品目の導入に向けた栽培技術の習得等の取組を支援します。

**イ 技術の継承**

端境期における農産物の生産など、高度な技術を持つ農業者が高齢化し、直売所における出荷量や品ぞろえが減少しているため、高度な技術を次の世代に継承するため、直売所の運営者等が行う研修会の実施や新たな出荷会員の確保を支援します。

**ウ 供給力の強化**

直売所運営者等が行う農産物の集荷や、直売所が年間を通じて市内等の小売店に多様な品目を安定供給する体制づくりを支援します。

**(2) 販売の強化****ア 市内における販路の確保**

市内産の農産物の販売を拡大するため、八千代市農業協同組合と連携を図り、直売所の維持に努めつつ、市内産農産物の取扱店拡大を支援します。

**イ 販売場所の周知**

直売所、観光農園、市内産農産物を継続して販売する小売店等、市内産農産物を購入できる場所のPRを行い、周知することによって市内産農産物の消費拡大を促進します。

**ウ 販促の支援**

試験栽培等を通じて、新たに直売所に出荷される品目については、店頭での試食販促や販促ツールの作成等、消費者への定着に向けた取組を支援します。

**エ 地産地消の利点の周知**

市内産農産物は、新鮮で完熟収穫したものを販売可能であり、味が良いなど、消費者にとっての地産地消のメリットを周知し、市民・来訪者の八千代市産農産物の選択購入を促進します。

### (3) 都市農地の有効活用

生産緑地法<sup>※1</sup>の改正により、都市農地の特性を生かした農地の利用が可能となった状況を踏まえ、生産緑地を活用した直売所や農家レストランの整備、市民農園の開設など、都市のニーズにマッチした農業の展開を支援します。

### (4) 資源循環の検討

#### ア 資源循環に不足する工程とコストの検討

酪農家が堆肥を製造する際には水分調整のため副資材を利用しています。副資材はおがくずや戻し堆肥、ウッドチップ等いくつか種類がありますが、ナシの剪定枝をウッドチップとして利用するためには、チップ加工や運搬が困難なため、市内のナシ農家からでる剪定枝の有効活用が進んでいない状況です。また、剪定枝以外の収穫残さやもみ殻等の有機資源も利用されていません。一方で、耕種農家における市内産の堆肥の利用状況は、堆肥の品質の問題と散布が困難であることから、限定的となっています。

こうした状況を改善し、市内の資源を有効活用した農業の実現性を検討するため、資源循環に不足する工程を確保する方策やコストを検討します。

#### イ 資源循環型農業の導入の検討

ナシの剪定枝や家畜排せつ物など、活用しきれっていない資源を有効活用し、資源循環が図られた持続可能な農業を目指すとともに、悪臭の防止や野焼きの減少など住環境の改善を図るため、総合有機廃棄物処理場<sup>※2</sup>の整備等、資源循環型農業の導入に向けた方策を検討します。

※1 生産緑地法・・・生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定める法律。農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

※2 総合有機廃棄物処理場・・・営農により生じる多様な有機廃棄物を処理・資源化する施設。

**施策3****特産品の生産・販売の強化**

ニンジン、ネギ、ナシ、生乳の生産・販売の強化に向けた取組を推進します。

**(1) 選別・荷造りの共同化の検討**

市内で生産量の多いニンジン、ネギは大規模化が進んでいますが、収穫後の選別・荷造りの労働が負担となっています。このため、選別と荷造りの工程をまとめて行う共同選果施設の整備について、整備・運営コストの試算や、担い手の労働時間削減の効果の試算など、出荷団体が行う整備に向けた検討を支援します。

**(2) 特産品のPR**

ニンジン、ネギ、ナシ、生乳は出荷団体等が行う市民等へのPRや、小売店における販促イベントの実施を支援します。

また、広報紙や食育等、市民に農業の情報を発信する様々な媒体や機会を通じて、市の特産品であることの周知に取り組みます。

## 施策 4

## 付加価値の高い農業経営の支援

コスト削減と収益拡大に向けた取組を支援します。

### (1) 新たな農業経営の展開の支援

#### ア 6次産業化・農商工観連携の支援

生産者が、農業経営の収益性を向上させることを目的に行う加工・販売や、農家レストランの開設などの6次産業化の取組について、国・県の事業等を活用した支援を行います。また、農業者、商工業者、観光業者が共同して行う取組を支援するため「農商工観連携」の促進に取り組みます。

#### イ 新規作物等の導入の支援

新たな作物を経営に取り入れることや、出荷団体の新品種の導入に向けた試験など、新たな作物や品種の導入に向けた共同の取組を支援します。

#### ウ 経営の効率化に向けた支援

担い手が減少していく中で農業を維持していくためには、作業負担を軽減し効率化を図る必要があります。このことから、機械化の促進や高性能機械の導入、ヘルパーの雇用促進など経営の効率化に向けた取組を支援していきます。

#### エ 観光・体験農業の展開に向けた環境の整備

市内で展開されている観光・体験農業について、より多くの農業者がチャレンジできるよう、環境の整備に努めます。

### (2) 飼料確保の共同化の検討

#### ア TMRセンター※の導入の検討

酪農は、全国的に飼養頭数の増頭による経営の大規模化が進み、大規模な経営体は効率的な経営が可能となっています。一方、本市は、都市化により経営規模を拡大することが容易ではないため、酪農家同士の連携によるコストカットを推進する必要があります。このことから、酪農家が連携して飼料を確保・調整するTMRセンターの導入に向けた方策を検討します。

#### イ 耕畜連携による自給飼料の確保

酪農家が飼料として利用するWCS用稲や稲わらについて、集落営農法人等の大規模な耕種農業者と酪農家が連携し、生産や供給を拡大する取組を支援します。

※ TMRセンター・・・TMR（Total Mixed Ration：粗飼料と濃厚飼料，ミネラル・ビタミン等をバランスよく含む混合飼料）の生産，調製から配送までを行う施設。酪農家の労力軽減や，飼料の品質向上による経営の安定に寄与する。

**施策5****農業災害や被害への対応**

防災・減災への対応や、病虫害・有害鳥獣対策を推進します。

**(1) 防災・減災への対応****ア 農業施設の減災対策の推進**

台風、豪雨、強風等による被害を軽減させるため、ナシ園やハウス等について、台風、豪雨、強風等に対応した施設の改良や設備に関する情報の提供を行うとともに、それらの導入を支援します。

**イ 生産物や施設の位置情報の収集・整理**

災害の発生時に、被害の状況を迅速かつ正確に把握することを目的に、ハウス等の施設の位置や農地ごとの生産物の情報を収集・整理します。

また関係機関と連携し、災害発生時速やかに情報を把握・共有できる連絡体制を構築します。

**(2) 病虫害・鳥獣等の被害への対応****ア 被害の防止に向けた情報の提供**

病虫害及び鳥獣による農産物の被害や、家畜伝染病による被害、さらには、農作業中における事故等を防止するため、最新情報を収集して提供し注意喚起に取り組みます。

**イ 鳥獣被害対策への支援**

鳥獣被害防止を目的とした捕獲等を支援します。

**ウ 家畜伝染病や病虫害の発生及びまん延防止の支援**

家畜伝染病防止のための予防接種の推進や防疫資材の配布など、家畜伝染病予防を支援します。また、植物防疫のため農薬の空中散布等について支援を行います。

**(3) 生産者が共同で行う試験実施への支援**

気候変動への対策や鳥獣被害の防止対策について、生産部会、生産者の組合、直売所の出荷者等が、共同で行う新品種の導入や資材の導入・設置等の試験の実施について、試験ほ場の確保や資材の導入などを支援します。

## 方針2 農業を担う多様な人材の確保・育成

担い手の減少と高齢化が進む中、意欲的な農業者への支援を集中して行うため、経営の拡大や効率化に取り組む中心となる経営体を明確にするとともに、新たに農業に取り組む人材の確保・定着化を推進します。また、本市の農業を応援する人材の確保・育成に取り組みます。

### 概要

#### 1 新規就農者の確保・育成

本市の営農環境にマッチした新規就農を推進するとともに、新規就農者の定着化を支援し、新たな農業経営者として確保・育成します。

#### 2 既存の農業者の育成

人・農地プランの実質化を推進し、経営の拡大や効率化を目指す中心となる経営体を明確化するとともに、中心となる経営体の経営の拡大や効率化に向けた支援を行います。

#### 3 農業の応援者の確保・育成

本市の農業を応援する人材を確保・育成するため、市の農業への理解を促進し、市民の農業への参画を推進します。



### 目標

項目	【実績】	2025年度 【5年後】	2030年度 【10年後】	2040年度 【20年後】
①実質化された人・農地プラン数	0件	7件	13件	23件
②認定農業者（経営体数）	93件	110件	120件	130件

実績値の時点 ①実質化された人・農地プラン数 令和元年度  
②認定農業者（経営体数） 令和元年度



## 施策 1

### 新規就農者の確保・育成

本市の営農環境にマッチした新規就農を推進するとともに、新規就農者の定着化を支援し、新たな農業経営者として確保・育成します。

#### (1) 新規就農者の経営類型※の見直し

地産地消に特化した経営や、地産地消と共同販売作物の生産、法人の雇用就農と自主経営の複合収入、市民の定年退職後の就農など、本市の営農環境や就農ニーズにマッチした生産品目、経営面積等のモデルを検討し、新規就農者の経営類型を示す農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直します。

また、見直し後の経営類型をPRするとともに、地産地消や観光農園に取り組む農業者、定年退職後に就農した人材など、本市の現状や経営類型にマッチした農業経営に取り組む人材をPRし、農業を身近な職業として考えるきっかけを提供することで農業のイメージアップを図り、新規就農希望者の確保に取り組みます。

#### (2) 就農時の経営資源の確保の支援

人・農地プランの実質化を通じ、就農時の農地の確保や、機械導入等に必要となる営農資金の確保を支援します。

#### (3) 新規就農者の定着の支援

市内の集落営農法人における雇用研修や、出荷団体の生産部会との交流、研修等、就農希望者と地域の農業者等が交流する機会を確保し、就農希望者の地域への定着を促進します。

また、栽培技術や、販路の確保、コストの削減等、農業経営に関する知識の習得を支援する研修の機会を確保します。

※ 経営類型・・・作付する品目の組み合わせにより類型化した営農モデル。



## 施策 2

### 既存の農業者の育成

人・農地プランの実質化を推進し、経営の拡大や効率化を目指す中心となる経営体を明確化するとともに、中心となる経営体の経営の拡大や効率化に向けた支援を行います。

#### (1) 中心となる経営体の明確化

人・農地プランの実質化を推進し、認定農業者や法人など、国や県の支援対象となる地域の中心的な経営体を明確にします。

#### (2) 中心となる経営体の経営力の向上

人・農地プランの実質化に向けた検討を通じ、中心となる経営体ごとの経営規模の拡大や効率化に向けた計画を明確にし、農地の確保、農機・施設の導入、新たな農業経営のチャレンジに対する支援など、経営拡大や効率化のための支援を行います。また、法人化を検討する担い手の相談に対応し、法人化を支援します。

#### (3) 水田における担い手確保の検討

水田の担い手を確保・育成し、基盤整備された水田の持続的営農体制を構築するため、人・農地プランの実質化や基盤整備に向けた検討の機会などを通じ、既存の集落営農法人等への集積や新たな法人の必要性を検討します。

**施策3****農業の応援者の確保・育成**

本市の農業を応援する人材を確保・育成するため、市の農業への理解を促進し、市民の農業への参画を推進します。

**(1) 多面的機能の周知方法の検討**

身近に新鮮な食材がある利点とともに、農業により景観が保全されること、大雨・台風襲来時の保水機能を有していること、災害時の避難場所となることなど、農業が多面的機能を有する利点を周知する方法を検討します。

**(2) 食育の推進体制の強化**

農業の利点を周知するための食育を強化するため、食育の講師等として協力する意向を持つ市民や農業者を対象とした研修を行い、食育に協力する人材を確保することにより食育の推進体制を強化します。

**(3) 食育の機会の充実**

農業体験など市民が農業に触れて理解する場の整備や、広報紙やイベントなどを活用した本市の食と農業に関する情報の提供を行います。また、食育の一環として、ナシ、ニンジン、コメなど本市の産品をテーマとした調理体験等の機会を整備し、新鮮な市内産食材の魅力や活用方策の周知に取り組みます。

学校給食において、市内産の農産物を活用したメニューの提供を推進するとともに、食事として提供する農産物や生産者の情報を伝える機会を整備するなど、学校における食育を充実します。

**(4) 農作業の技術を持つ市民の育成**

既存の農業ボランティア養成講座を継続し、収穫や選別・荷造り、酪農の給餌など、農業者が労働力を必要とする作業工程について、技術を持つ人材の確保・育成に取り組むとともに、農業者と技術を持つ人材のマッチングを推進します。

## 方針3 農地の整備と担い手への集積

農地の減少と耕作放棄地の増加が進んでおり、また、未整備の農地も残されているため、農地を整備し、耕作しやすい農地にするとともに、規模拡大を志向する農業者への農地の集積や新規就農者の農地の確保を推進します。

### 概要

#### 1 農地の整備と保全

水田の整備や、畑の区画拡大を促進するとともに、農業生産のために活用する農地の適切な保全に取り組みます。

#### 2 担い手の農地等の確保

経営拡大を志向する担い手の農地確保の意向を把握するとともに、土地持ち非農家や廃業する農業者などの農地の出し手を対象とした貸与を希望する農地の掘り起こしを推進し、担い手の効率的な経営拡大を支援します。



### 目標

項目	【実績】	2025年度 【5年後】	2030年度 【10年後】	2040年度 【20年後】
①水田の再基盤整備面積	306.5ha	342.1ha	381.9ha	406.6ha
②担い手への農地集積面積	278.4ha	335.6ha	387.4ha	427.2ha

実績値の時点 ①水田の再基盤整備面積 令和元年度  
②担い手への農地集積面積 令和元年度

**施策 1****農地の整備と保全**

水田の整備や、畑の区画拡大を促進するとともに、農業生産のために活用する農地の適切な保全に取り組みます。

**(1) 水田の整備**

小規模な区画となっている水田の整備に向け、農地所有者の意向や、担い手の水田整備後における耕作の意向を把握し、農家負担の少ない方法で基盤整備の実現性を検討します。また、検討結果を踏まえ、水田の基盤整備を推進します。

**(2) 畑の区画の最適化**

不整形な畑や狭小な畑について、区画拡大などを検討し、担い手が耕作しやすい畑への整備を支援します。

**(3) 農地の保全**

水田の整備や畑の区画の拡大と合わせ、将来にわたって適正な量の農地を適正な場所に保全していくため、農業振興地域整備計画の定期的な見直しに取り組みます。

特定生産緑地制度の活用や、都市農地の貸借の推進により都市における農業経営の継続を支援し、農業生産のために有効活用される都市農地の保全に取り組みます。

また、多面的機能支払交付金<sup>※</sup>の活用を推進し、農地の荒廃の予防を図ります。

**(4) 耕作放棄地の増加の抑制**

貸与を希望する農地の掘り起こしにより、農地が荒れる前に担い手への集積を促進し、耕作放棄地の発生を抑制します。また、担い手が利用する意向を示す耕作放棄地は、農地への復元を支援するとともに、担い手への集積を行います。

また、地形や立地、日照条件等から農業生産に活用が難しい耕作放棄地は、市民の力も活用し景観作物の作付を支援する等、多面的機能を発揮する農地として保全を図ります。

※ 多面的機能支払交付金・・・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する制度。

## 施策 2

## 担い手の農地等の確保

経営拡大を志向する担い手の農地確保の意向を把握するとともに、土地持ち非農家や廃業する農業者などの農地の出し手を対象とした貸与を希望する農地の掘り起こしを推進し、担い手の効率的な経営拡大を支援します。

### (1) 重点地域の検討

農業委員会と連携して、経営規模を拡大する意向のある農業者を把握し、当該農業者がどこの地域に農地の確保を望んでいるか、情報を収集・整理することにより、農地の借用希望の多い地域を明らかにし、貸与希望農地の掘り起こしを優先的に行う重点地域として位置づけることを検討します。

### (2) 担い手への農地の集積

#### ア 農地利用最適化活動による掘り起こし

農業委員会が行う農地の利用状況調査にあわせ、荒廃農地調査を行い、農業委員及び農地利用最適化推進委員<sup>※</sup>と連携することで、担い手の条件に合った農地の掘り起こしを推進します。

#### イ 担い手が長期に利用できる農地の確保

投資を回収するために長期的な利用権の設定を必要とするナシ等の規模拡大を支援するため、長期間にわたる利用権設定への理解の促進に取り組みます。

#### ウ 農地中間管理事業の推進

重点地域において、農地所有者を対象とした農地中間管理事業の説明や意向調査を行い、農地中間管理事業による貸借や営農条件の改善を推進します。

### (3) 農業経営の継承の支援

高齢化等による離農が増加し担い手の減少が進む中、ナシ園やハウス、牛舎などの経営資源を無駄にせず活用できるよう、規模拡大を希望する農業者や、新規就農者に引き継ぐ事業継承を推進します。

また、持続可能な農業経営を確保するため、法人化に向けた情報提供や相談への対応を行います。

※ 農地利用最適化推進委員・・・担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う者。農業委員会より委嘱され、地域での話し合いや農地の出し手・受け手へのアプローチ、遊休農地の発生防止・解消等を行う。

## ◆ 計画の推進に向けて

### 八千代市農業振興アクションプランの策定

本計画の実効性を担保し、基本的な施策を効果的に実施するため、具体的な事業計画として、「八千代市農業振興アクションプラン」を別途策定するものとします。

### 関係機関との連携体制の整備

本計画に記載の施策は、出荷団体や生産者が主体となつて行う必要がある内容や、施策の推進にあたり、栽培技術の指導、農地中間管理事業など、県や関係機関の協力を必要とする事業があります。こうした施策の推進に向けて、関係機関との連携体制を整備します。

### 新型コロナウイルス感染拡大等の予期せぬ事態への対応

本計画が策定された2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により人々の生活が一変し、本市の農業にも影響が及ぼされた年でした。また、新型コロナウイルスの感染拡大が与えた影響は一過性のものではなく、今後の人々の生活のスタンダードになっていくことが予想されています。

こうした状況に鑑み、本計画の推進にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を十分に考慮しながら、今後起こり得る様々な予期せぬ事態に対し、柔軟な対応に努めます。

